平成２６年（フ）第４４号
島根県浜田市熱田町2060番地　101
債務者　山岡　保正
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第５０４号
北九州市八幡東区東丸山町12番14号
債務者　藤井　裕士
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５７号
北九州市小倉北区日明３丁目２番36号　和光荘203
債務者　佐野　重利
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７０号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目８番27号202
債務者　高橋さつき
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８８号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城605番地３　仲本マンション305
債務者　川崎　善敏
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３０６号
沖縄県豊見城市字上田119番地１　上田アパート202号
債務者　玉城　安優
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７３６号
神戸市北区南五葉２丁目４番22―305号
債務者　長井　正雄
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７０号
神戸市長田区大橋町３丁目２番４―905号、従前の住所北海道旭川市亀吉３条２丁目１番２―202号　フロンティア髙崎202号
債務者　堀　　達也
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
福島市森合字台25　第１野興ハウス106号、住民票上の住所福島市北沢又字門前８番地の13
債務者　鈴木　敦司
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第５６０号
北九州市八幡西区上上津役４丁目３番１―104号
債務者　濱田まゆみ
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０７号
広島県府中市土生町1354番地４
債務者　関戸たまき
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６３号
青森県つがる市稲垣町豊川酒田57番地２
債務者　蝦名　伸哉
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字増田６番地
債務者　三上　弘則
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５５０号
熊本市東区戸島６丁目16番15号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1351番地１　レオネクストＳｕｎＵ111号
債務者　藤田　健二
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２９号
名古屋市中川区西中島１丁目101番地の１マルヤスハイツ301号
債務者　山嵜　浩昭
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５５号
熊本市中央区京町１丁目８番12号　プロムナード京町台408号
債務者　北山　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５８号
名古屋市北区黒川本通２丁目51番地の４
債務者　杉村　　実
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部